

業務委託契約標準約款

この標準約款は、国立研究開発法人海洋研究開発機構 分任契約担当役 経理部長（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）の委託契約に適用する。

但し、個別契約書又は請書及び発注書（以下「契約書」という。）に個別に取り決められている場合は、契約書の文言が優先する。

（総則）

第1条 乙は、この標準約款及び契約書の定める条件に従い、委託業務を計画書、計画書によって定められた委託業務実施要領及びそれに添付する図面その他の関係資料（以下「計画書等」という。）に従って実施しなければならない。当該計画書等が変更されたときも同様とする。

2 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（提出書類）

第2条 乙は、この契約の締結後、計画書に定める提出書類を指定の期日までに甲に提出してその承認を受けるものとする。

2. 甲は、前項の承認をするときは条件を付することができる。

（再委託）

第3条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りでない。

2. 乙が委託業務を第三者に再委託した場合において、それに伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為は、すべて乙の行為とみなすものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、甲に対し委託費の百分の十以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときは契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（委託費の支払）

第5条 甲は、第11条第2項の規定により委託費の額が確定した後、乙の適法な支払請求書を受理した日が属する月の翌月末までに代金を支払うものとする。

2. 甲は、前項の期限内に委託費を支払わない場合は、乙に対して期限満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で

計算した遅延利息を支払うものとする。ただし、その支払遅延が天災地変その他やむを得ない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

3. 甲は、前項の規定により計算した遅延利息の金額が 100 円未満であるときは、乙に遅延利息を支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
4. 甲は、必要があると認めた場合は、第 1 項の規定にかかわらず、委託費を概算払いすることができるものとし、甲は、乙の適正な支払請求書を受領した日が属する月の翌月末までに代金を支払うものとする。

(債権譲渡禁止等)

第 6 条 乙は、この契約によって生ずる債権若しくは債務を第三者に譲渡し、又はこの契約に基づいて製造若しくは購入した物件に質権その他の担保物権を設定してはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(計画書等の変更)

第 7 条 甲は、必要がある場合は計画書等を変更することができる。

2. 乙は、計画書等の変更の必要がある場合は、変更承認申請書及び関係書類を甲に提出し承認を受けなければならない。ただし、この場合において、甲は、条件を付することができる。
3. 甲は、第 1 項の規定により委託費その他の契約条件を変更する必要がある場合は、乙と協議の上、これを変更するものとする。
4. 経費の内訳の変更による費目間の彼此流用（人件費への流用増を除く。）で、その流用額が各費目のいずれか低い金額の 2 割又は 20 万円を超えない場合は第 2 項を適用しない。

(帳簿記載等)

第 8 条 乙は、委託業務に要する費用について帳簿を備え、その使用状況を明らかにするとともに、その使用内容を証明する書類を整理して保管しなければならない。

(中間報告)

第 9 条 甲は、必要がある場合は、乙に対し委託業務の遂行状況について書面による報告を求めることができる。

2. 甲は、前項の報告を受けた場合及び必要がある場合は、甲の指定する者を乙の事業所又は工場等関係箇所に派遣して実地調査を行い、又は試験等に立会うことがで

きる。

3. 甲は、第1項の報告及び前項の現地調査等により、必要があると認められる場合は、委託業務の遂行については乙に対して指示を与えることができる。

(完了届等の提出)

第10条 乙は、委託業務が完了した場合は、完了届及び委託業務の成果を詳細に記載した成果報告書を計画書に定める期限内に提出するものとする。

2. 甲は、前項の完了届の提出があった場合は、遅滞なく、完了を確認するため検査を行わなければならない。
3. 甲は、前項の検査のために必要に応じ乙に対して完了届及び成果報告書の説明並びに関係資料の提出を求めることができる。なお、この場合においては、甲は、乙の事業所又は工場等関係箇所に甲の指定する者を派遣し現地調査をすることができる。

(委託費の額の確定)

第11条 乙は、委託業務が完了した場合は、完了の日から1ヶ月以内に委託費の使用状況を詳細に記載した実績原価報告書を提出するものとする。

2. 甲は、前項の実績原価報告書の提出を受けた場合は、遅滞なく、当該実績原価が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを甲の指定する者を乙の事業所又は工場等関係箇所に派遣して現地調査し、適合すると認めた場合は、委託費の額を確定し、乙に対して通知しなければならない。この場合において、額の確定は、委託費の範囲内で行うものとする。
3. 甲は、前項の額の確定に当たっては、加工費率及び用役費率(以下「加工費率等」という。)は、乙が原価計算上採用している加工費率等を適用するものとし、一般管理費及び販売費率、支払利子率並びに利益率は、委託業務の完了時において甲が乙に対して適用する率により計算するものとする。ただし、乙が採用している加工費率等の計算が適正と認められない場合は、甲が適正と認めた率により計算するものとする。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

第12条 甲及び乙は、この契約締結の際予想することのできない事由であって、甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託業務の遂行が不可能になり、計画書等に記載したところに従って委託業務を実施することが不可能となったときは、協議の上委託費若しくは計画書等の変更を行い、又はこの契約を解除するものとする。

(契約解除の場合の措置)

第13条 甲は、前条の規定により契約の解除を行ったときは、乙がそのときまでに委託業

務に要した経費のうち甲が負担すべき額を乙に対して支払うものとする。この場合において、既に支払われた委託費が甲の負担すべき額を超えるときは、乙は、甲の指示に従ってその超過金額を甲に返還するものとする。

2. 乙は、前項の規定により甲が負担した委託費で取得した財産の所有権を甲の指示に従って移転しなければならない。

(契約不履行等の場合の措置)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除し又は変更し、既に支払った金額があるときはその全部又は一部の返還を乙に請求するものとする。

- (1) 乙が、その責に帰すべき事由により委託業務を遂行することが不可能になりこの契約の全部又は一部を履行する見込みがなくなったとき。
- (2) 乙が、この契約書に記載された条件に違反したとき。
- (3) 乙が、契約締結に際して不正又は虚偽の申立てをしたとき。
- (4) 乙が、委託業務について不正、怠慢その他不当な行為をしたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第15条 甲は、前条の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したときは、解除部分に対する契約金額の百分の十に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。ただし、契約保証金を納付している場合は、それをもって充当することができる。

(履行遅滞金)

第16条 乙は、その責に帰すべき事由により第10条に定める完了届及び成果報告書を提出期日に遅延して提出したときは、その期日の翌日から履行の日まで遅滞1日につき未了部分に相当する契約金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合で計算した額を遅滞金として甲に支払うものとする。

2. 乙は、前項の遅滞金の金額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(過払金の返還)

第17条 乙は、既に支払いを受けた委託費が第11条第2項の確定額を超えるときは、その超過金額を甲の指示に従って返還するものとする。

(金銭債務)

第18条 甲は、乙が第15条に定める違約金及びその他の金銭債務を、甲の指定する期日までに納付しないときは、当該債務額に対して、納付期限の翌日から納付までの日数に応じ年利8.25%を乗じて計算した延滞金を徴収するものとする。

(機械装置等の貸付又は支給等)

第19条 甲は、乙が委託業務を実施するために必要とする甲の所有する機械装置、工具、器具、備品等(以下「機械装置等」という。)を、別に定める特約条項の規定により、乙又は再受託者(以下「受託者等」という。)に無償で貸付又は支給するものとする。

2. 甲は、乙が委託業務を実施するために必要とする甲の所有する特許権、実用新案権、商標権及び意匠権(以下「産業財産権」という。)並びに技術情報を受託者等に無償で使用させることができる。
3. 受託者等は、甲の機械装置等、産業財産権及び技術情報を使用又は利用するときは、甲が承認する場合を除き、これらを委託業務以外の目的のために使用、利用又は開示してはならない。
4. 受託者等は委託業務を遂行するために甲の所有する技術情報を第三者に開示しようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び所有権の移転)

第20条 乙は、この契約に基づいて製造又は取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 乙は、前項の財産の所有権について、甲の指定するものを除き、移転する財産の目録を添えて甲に移転しなければならない。

3. 乙は、乙の責による事由により第1項の財産を亡失又は毀損したときは、その損害をすべて負担するものとする。

(処分制限財産)

第21条 乙は、委託業務において計画書等に基づき準備した専用治工具及び専用設備（以下「治工具等」という。）について次の各号に掲げる行為を行なってはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承認した場合はこの限りでない。

(1) 治工具等を第三者に譲渡し、又は貸し付けること。

(2) 治工具等に質権その他の担保物権を設定すること。

(3) 治工具等を甲との契約以外に使用すること。

2. 前項に関する規定は、この契約の完了後、甲が指示する一定期間についても同様とする。

(産業財産権の取得)

第22条 乙は、委託業務の結果得られた技術が産業財産権の対象となるときは、遅滞なく、その旨を記載した書類を甲に提出し、甲の指示に基づきその権利を取得するための手続をとるものとし、これを取得した場合は、遅滞なく、産業財産権取得通知書を甲に提出しなければならない。

2. 乙は、前項の産業財産権の取得のための手続に関する重要事項については、その都度、甲に協議するものとする。

3. 第1項の産業財産権の取得のために支出した費用は、甲の負担とする。

4. 乙は、従業者又は役員の行った産業財産権の対象となる創作（以下「発明等」という。）がその従業者又は役員の職務に属する場合は、その発明に関する出願権が乙に帰属する旨の契約をその従業者又は役員と締結し、あるいはその旨を規定する勤務規定を定めるものとする。

5. 甲は、乙が委託業務を実施することにより発明等をしたと認められる場合において、必要があるときは、出願に要する資料を乙から提出させ甲において出願することができる。

(産業財産権の利用処分)

第23条 乙は、前条第1項の規定に基づき取得した権利を無償で甲に移転しなければならない。

2. 甲は、乙から承継した前項の産業財産権に関する実施権の付与を乙が希望する場合は、特に適当でないとは認められない限りこれを許諾するものとし、許諾の条件は、

その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

3. 乙は、前条第1項の産業財産権につき、その権利取得前における第三者への実施の許諾を求める場合は、その都度、甲に協議するものとする。
4. 甲は、第1項及び前条第4項の規定により、乙から承継する産業財産権に関し、乙が当該発明等をした従業者又は役員に支払うべき相当の対価を甲の定める基準によって負担するものとする。

(技術情報の取扱)

- 第24条 乙は、委託業務を実施することによって得た技術情報をすべて甲に開示するものとし、その内容についての利用及び処分の権利は、甲が特別に認めたもの及び乙が契約締結時既に所有していると立証されたものを除き甲が所有するものとする。
2. 乙が、甲の帰属する技術情報を甲との契約以外に利用し、又は第三者に開示しようとする場合は、甲の指示に従うものとする。
 3. 甲が、乙から開示を受けた技術情報のうち、甲が特別に認めたもの及び乙が既に所有していると立証されたものを第三者に開示しようとする場合は、甲乙協議の上決めるものとする。

(成果の発表及び公開)

- 第25条 乙は、委託業務の成果、内容等を第三者に対して発表又は公開する場合は、甲の承認を得なければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第26条 本件業務に係る個人情報取り扱いに関しては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるところに従うものとする。

(代表者の変更等の届出)

- 第27条 乙は、その代表者を変更したとき又は住所を変更したときは、遅滞なく、代表者変更届出書又は住所変更届出書を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

- 第28条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当

該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

- (2) 公正取引委員会が乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
2. 前項の規定は甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
3. 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
4. 乙が上記の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（その他の事項）

第29条 この標準約款及び契約書に定めのない事項及びこの契約の定める事項について生じた疑義については、甲乙協議の上解決するものとする。

貸付又は支給に関する特約条項

一般条項第 19 条第 1 項に基づく貸付又は支給に関する特約条項を次のとおり定める。

(総 則)

第 1 条 甲は、乙が委託業務を実施するために、計画書に定めるところにより、乙に貸付けるもの（以下「貸付品」という。）及び支給するもの（以下「支給品」という。）を乙に無償で貸付又は支給するものとする。ただし、甲が特に指定するものについて乙が貸付又は支給を受けるときは、乙は甲にその申請をしなければならない。

(貸付品等の引渡し及び保管)

第 2 条 乙は、甲から貸付品又は支給品（以下「貸付品等」という。）の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について計画書と照合の上異状の有無を確認するものとし、貸付品等の数量の不足又は異状品（品質又は規格が使用に不適当なものを含む。）を発見したときは、直ちに、甲に申し出てその指示を受けなければならない。

2. 乙は、甲から貸付品等の引渡しを受けたときは、これと引換えに受領書を甲に提出しなければならない。
3. 乙は、甲から引渡しを受けた貸付品等を甲の指示するところに従い善良なる管理者の注意をもって保管し、この契約の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の書面による許可を受けた場合は、これを他の契約に使用することができる。
4. 乙は、甲から引渡しを受けた貸付品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受け払を記録、整理し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(貸付品等の滅失、損傷)

第 3 条 乙は、貸付品等を滅失、損傷した場合は、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

2. 乙は、故意又は過失その他乙の責に帰すべき事由により貸付品等を滅失又は損傷したときは、甲の指示するところに従い、貸付品等の修補若しくは代品の納付を行い、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲が取扱上やむを得ない事由に基づく滅失又は損傷であると認めたときは、この限りでない。
3. 前項に定める場合を除き、貸付品等が滅失又は損傷したときは、その損害はすべて甲の負担とする。

(貸付品等の返還)

第 4 条 乙は、委託業務の全部又は一部の完了、契約の変更、契約の解除等により甲から引き渡された貸付品等のうち不要となったものについては、別に定める様式により、速やかに、甲に報告し、甲の指示するところに従いこれを甲に返還しなければならない。

ない。

(支給品の使用状況)

第5条 乙は、委託業務の完了後、速やかに、甲から引き渡された支給品の使用状況について甲に報告しなければならない。

個人情報の取扱いに関する特約条項

一般条項第 26 条に規定する個人情報の取り扱いに関する特約条項を次のとおり定める。

(個人情報の内容)

第 1 条 甲は乙に対し、甲の保有個人情報(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 3 項に規定するものをいう。以下同じ。)の取扱いに係る業務を委託する場合、当該保有個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第 2 条 乙は、第 1 条に基づき甲よりその取扱いに係る業務の委託を受けた保有個人情報(以下、「本件個人情報」という。)について、本契約の目的の範囲内でのみ使用する。

(利用の制限)

第 3 条 乙は本件個人情報を第三者に提供・開示・漏洩してはならない。ただし、法令の定めに基づき、または権限のある官公庁等から要求があった場合はこの限りではない。

(安全管理措置)

第 4 条 乙は本件個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、責任者等の管理体制・個人情報の管理状況について書面で甲に通知するものとする。

2 その他必要な措置の細目について乙は甲に事前に承認を得るものとする。

(秘密保持)

第 5 条 乙は契約の業務履行上知り得た保有個人情報を本契約期間中及び本契約終了後も第三者に提供もしくは漏洩してはならない。但し、公知公用となる情報については適用の対象外とする。

(再委託制限)

第 6 条 第 1 条にかかわらず、乙は本件個人情報を再委託してはならない。ただし、再委託につき、書面による甲の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。また、乙が本件個人情報の取扱いに係る業務を再委託しようとする場合、乙は再委託先に本契約と同等の義務を課した契約を締結するものとし、乙が当該義務に違反した場合、これを乙の契約違反とみなすものとする。

2 前項の規定は、再委託先が再再委託を行う場合以降も適用する。

(複製の制限)

第7条 乙は本件個人情報を本件業務遂行以外の目的で、保管、加工、利用、複写又は複製をしてはならない。

(監査)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し本件個人情報の取扱状況につき監査を行うことができる。その結果、不適正な取扱があると判断した場合、甲は乙に対し改善要求することができ、乙はこれに従わなければならない。

(漏洩時の対応)

第9条 乙は本件個人情報の漏洩事故が発生した場合又は発生したおそれがある場合は、直ちに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならない。このとき、甲及び乙は、事故の拡大または再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

(業務終了時の処置)

第10条 乙は本件個人情報について、本契約が終了した時点で甲の指示により返却または廃棄するものとする。返却または廃棄の処置結果は書面にして甲へ提出するものとする。

(違反の場合の処置)

第11条 乙がその責に帰すべき事由によって、漏洩等の事故が発生し、甲に損害が生じた場合、又は重大な損害を与える恐れがあるときには、原契約に従って本個別契約の一部又は全部を解除することが出来るものとし、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

以 上